

第28号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特定診療科医師育成支援資金の項の次に次のように加える。

島根あさひ社会復帰促進センター診療所医師確保研修資金	島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下この項において「診療所」という。）の医師を確保するため、診療所に常時勤務する医師として採用される者に対して貸し付けた資金	1 診療所において医師の業務に就き、かつ、引き続いて1年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため診療所において医師の業務に従事することができなかつた期間を除く。）医師の業務に従事したとき。	債務の全部
		2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。